

令和2年度社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会 期間契約職員採用について

1. 採用区分及び採用予定人員等

採用区分	採用予定人員	採用区分	勤務場所
看護職	若干名	契約職員	笛吹市内において勤務する。

2. 申込資格

- 昭和35年4月2日以降に生まれた者
- 次のアからオに該当しない者
 - 日本国籍を有しないもの
 - 成年被後見人又は被保佐人
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 次の資格を保有している者
 - 看護職・・・看護師または准看護師

3. 申込手続

(1) 採用申込書(以下「申込書」という。)を入手してください。

申込書は、笛吹市社会福祉協議会総務課、各地域事務所、障害者支援センターにて入手するか、
笛吹市社会福祉協議会のホームページ(下記URL)から入手してください。
<http://www.fuefuki-shakyo.or.jp/index.html>

(2) 申込書を笛吹市社会福祉協議会総務課に提出してください。

申込書(申込の際に写真[※]を貼る)に必要事項を記入して笛吹市社会福祉協議会総務課へ提出してください。
※写真は、申込前3ヶ月以内に撮影したもの(上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度)とする。

4. 採用予定日及び初任給

(1) 採用予定日

面接時に採用予定日を相談し、決定します。

(2) 初任給

笛吹市社会福祉協議会給与規則の規定により、原則として次のとおり支給されます。
職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整されます。

採用区分	初任給(現行)	諸手当
看護職	時給 1,200円 ～ 1,500円	当社協諸規則により、その他業務手当あり

5. その他

契約職員については、正規職員への登用実績あり

6. お問い合わせ

笛吹市社会福祉協議会 総務課長 小尾恭一
〒406-0822 笛吹市八代町南917 笛吹市役所八代庁舎1階
電話:055-265-5182/Fax:055-265-5183